

富山大学大学院学則の一部改正（案）について

1. 趣旨

本学大学院に医学薬学教育部博士後期課程看護学専攻の設置及び医学薬学教育部修士課程看護学専攻を博士前期課程へ課程変更を行うことに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項に「博士後期課程看護学専攻」を加え、「修士課程看護学専攻」を「博士前期課程看護学専攻」に改めるとともに、入学定員、収容定員等を改める。

3. 施行日

平成27年4月1日施行

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>国立大学法人富山大学大学院学則</p> <p>平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 18 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 12 月 26 日改正 平成 20 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 24 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正 <u>平成 27 年 4 月 1 日改正</u></p> <p>(略)</p> <p>(領域, 専攻)</p> <p>第 6 条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。</p> <p>人文科学研究科 修士課程 人文科学専攻</p> <p>人間発達科学研究科 修士課程 発達教育専攻, 発達環境専攻</p> <p>経済学研究科 修士課程 地域・経済政策専攻, 企業経営専攻</p>	<p>国立大学法人富山大学大学院学則</p> <p>平成 17 年 10 月 1 日制定 平成 18 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 19 年 12 月 26 日改正 平成 20 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 24 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正</p> <p>(略)</p> <p>(領域, 専攻)</p> <p>第 6 条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。</p> <p>人文科学研究科 修士課程 人文科学専攻</p> <p>人間発達科学研究科 修士課程 発達教育専攻, 発達環境専攻</p> <p>経済学研究科 修士課程 地域・経済政策専攻, 企業経営専攻</p>

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>芸術文化学研究科 修士課程 芸術文化学専攻 生命融合科学教育部 博士課程 認知・情動脳科学専攻，生体情報システム科学専攻，先端ナノ・バ イオ科学専攻 医学薬学教育部 修士課程 医学領域 医科学専攻 博士課程（前期2年） <u>医学領域</u> <u>看護学専攻</u> 薬学領域 薬科学専攻 博士課程（後期3年） <u>看護学専攻</u>，薬科学専攻 博士課程 生命・臨床医学専攻，東西統合医学専攻，薬学専攻 理工学教育部 修士課程 理学領域 数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻， 生物圏環境科学専攻</p>	<p>芸術文化学研究科 修士課程 芸術文化学専攻 生命融合科学教育部 博士課程 認知・情動脳科学専攻，生体情報システム科学専攻，先端ナノ・バ イオ科学専攻 医学薬学教育部 修士課程 医学領域 医科学専攻，看護学専攻 博士課程（前期2年） 薬学領域 薬科学専攻 博士課程（後期3年） 薬科学専攻 博士課程 生命・臨床医学専攻，東西統合医学専攻，薬学専攻 理工学教育部 修士課程 理学領域 数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻， 生物圏環境科学専攻</p>

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改正案	現行												
<p>工学領域 電気電子システム工学専攻，知能情報工学専攻，機械知能システム工学専攻，生命工学専攻，環境応用化学専攻，材料機能工学専攻</p> <p>博士課程 数理・ヒューマンシステム科学専攻，ナノ新機能物質科学専攻，新エネルギー科学専攻，地球生命環境科学専攻</p> <p>2 医学薬学教育部<u>看護学専攻及び薬科学専攻</u>は，5年の博士課程とし，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この学則は，平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 医学薬学教育部修士課程看護学専攻は，改正後の第6条第1項の規定にかかわらず，平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。</u></p> <p><u>3 医学薬学教育部博士後期課程看護学専攻の収容定員は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成27年度及び平成28年度は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 1302 1093 1447"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科等名</th> <th rowspan="2">課程名</th> <th rowspan="2">専攻等名</th> <th colspan="2">収容定員</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学薬学教育部</td> <td>博士後期課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		平成27年度	平成28年度	医学薬学教育部	博士後期課程	看護学専攻	3	6	<p>工学領域 電気電子システム工学専攻，知能情報工学専攻，機械知能システム工学専攻，生命工学専攻，環境応用化学専攻，材料機能工学専攻</p> <p>博士課程 数理・ヒューマンシステム科学専攻，ナノ新機能物質科学専攻，新エネルギー科学専攻，地球生命環境科学専攻</p> <p>2 医学薬学教育部薬科学専攻は，5年の博士課程とし，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>(略)</p>
研究科等名				課程名	専攻等名	収容定員							
	平成27年度	平成28年度											
医学薬学教育部	博士後期課程	看護学専攻	3	6									

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案					現 行					
別表第1					別表第1					
研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員	研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員	
人文科学 研究科	修士課程	人文科学専攻	8人	16人	人文科学 研究科	修士課程	人文科学専攻	8人	16人	
		人間発達科 学研究科	修士課程	発達教育専攻	13		26	人間発達科 学研究科	修士課程	発達教育専攻
		発達環境選考	13	26			発達環境選考	13	26	
		計	26	52			計	26	52	
芸術文化学 研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8	16	芸術文化学 研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8	16	
生命融合科 学教育部	博士課程	認知・情動脳科学 専攻	9	36	生命融合科 学教育部	博士課程	認知・情動脳科学 専攻	9	36	
		生体情報システ ム科学専攻	4	12			生体情報システ ム科学専攻	4	12	
		先端ナノ・バイオ 科学専攻	4	12			先端ナノ・バイオ 科学専攻	4	12	
		計	17	60			計	17	60	
医学薬学教 育部	修士課程	医科学専攻	15	30	医学薬学教 育部	修士課程	医科学専攻	15	30	
		小計	<u>15</u>	<u>30</u>			看護学専攻	16	32	
	博士前期課 程	看護学専攻	<u>16</u>	<u>32</u>		博士前期課 程	博士前期課 程	薬科学専攻	35	70
		薬科学専攻	35	70				小計	35	70
		小計	<u>51</u>	<u>102</u>				博士後期課 程	博士後期課 程	薬科学専攻
	博士後期課 程	看護学専攻	<u>3</u>	<u>9</u>		薬科学専攻	8			24
	薬科学専攻	8	24	小計		8	24			
			小計	<u>11</u>		<u>33</u>			小計	8

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案					現 行				
	博士課程	生命・臨床医学専攻	1 8	7 2	博士課程	生命・臨床医学専攻	1 8	7 2	
		東西統合医学専攻	7	2 8		東西統合医学専攻	7	2 8	
		薬学専攻	4	1 6		薬学専攻	4	1 6	
		小計	2 9	1 1 6		小計	2 9	1 1 6	
	計	<u>1 0 6</u>	<u>2 8 1</u>	計	1 0 3	2 7 2			
理工学教育部	修士課程	数学専攻	8	1 6	理工学教育部	修士課程	数学専攻	8	1 6
		物理学専攻	1 2	2 4			物理学専攻	1 2	2 4
		化学専攻	1 2	2 4			化学専攻	1 2	2 4
		生物学専攻	1 2	2 4			生物学専攻	1 2	2 4
		地球科学専攻	1 0	2 0			地球科学専攻	1 0	2 0
		生物圏環境科学専攻	1 0	2 0			生物圏環境科学専攻	1 0	2 0
		電気電子システム工学専攻	3 3	6 6			電気電子システム工学専攻	3 3	6 6
		知能情報工学専攻	2 7	5 4			知能情報工学専攻	2 7	5 4
		機械知能システム工学専攻	3 3	6 6			機械知能システム工学専攻	3 3	6 6
		生命工学専攻	1 8	3 6			生命工学専攻	1 8	3 6
		環境応用化学専攻	2 2	4 4			環境応用化学専攻	2 2	4 4
		材料機能工学専攻	2 0	4 0			材料機能工学専攻	2 0	4 0

国立大学法人富山大学大学院学則 新旧対照表

改 正 案					現 行				
		小計	217	434			小計	217	434
	博士課程	数理・ヒューマン システム科学専攻	5	15		博士課程	数理・ヒューマン システム科学専攻	5	15
		ナノ新機能物質 科学専攻	4	12			ナノ新機能物質 科学専攻	4	12
		新エネルギー科 学専攻	3	9			新エネルギー科 学専攻	3	9
		地球生命環境科 学専攻	4	12			地球生命環境科 学専攻	4	12
		小計	16	48			小計	16	48
	計		233	482		計		233	482
合計			416	943	合計			413	934

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 教育研究組織等（第4条～第11条の6）
- 第3章 教学及び学生（第12条～第47条）
 - 第1節 学年，学期及び休業日（第12条）
 - 第2節 標準修業年限及び在学期間（第13条，第14条）
 - 第3節 入学（第15条～第21条）
 - 第4節 教育課程等（第22条～第30条）
 - 第5節 休学，復学，転学，転専攻，留学，退学及び除籍（第31条～第36条）
 - 第6節 課程修了の認定及び学位の授与（第37条～第39条）
 - 第7節 教員免許状（第40条）
 - 第8節 賞罰（第41条）
 - 第9節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生（第42条～第47条）
- 第4章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第48条～第54条）
- 第5章 補則（第55条～第56条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は，国立大学法人富山大学学則（以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき，富山大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，研究科，教育部，領域又は専攻等において別に定める。

（自己評価等）

第3条 本学大学院は，その教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するため，大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い，その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は，別に定める。

第2章 教育研究組織等

（研究科，教育部）

第4条 本学大学院に次の研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）を置く。

人文科学研究科（修士課程）

人間発達科学研究科（修士課程）

経済学研究科（修士課程）

芸術文化科学研究科（修士課程）

生命融合科学教育部（博士課程）

医学薬学教育部（修士課程，博士課程）

理工学教育部（修士課程，博士課程）

(課程)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(領域、専攻)

第6条 研究科等に次の領域及び専攻を置く。

人文科学研究科

修士課程

人文科学専攻

人間発達科学研究科

修士課程

発達教育専攻，発達環境専攻

経済学研究科

修士課程

地域・経済政策専攻，企業経営専攻

芸術文化科学研究科

修士課程

芸術文化学専攻

生命融合科学教育部

博士課程

認知・情動脳科学専攻，生体情報システム科学専攻，先端ナノ・バイオ科学専攻

医学薬学教育部

修士課程

医学領域

医科学専攻

博士課程（前期2年）

医学領域

看護学専攻

薬学領域

薬科学専攻

博士課程（後期3年）

看護学専攻，薬科学専攻

博士課程

生命・臨床医学専攻，東西統合医学専攻，薬学専攻

理工学教育部

修士課程

理学領域

数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻，生物圏環境科学専攻

工学領域

電気電子システム工学専攻，知能情報工学専攻，機械知能システム工学専攻，生命工学専攻，環境応用化学専攻，材料機能工学専攻

博士課程

数理・ヒューマンシステム科学専攻，ナノ新機能物質科学専攻，新エネルギー科学専攻，地球生命環境科学専攻

2 医学薬学教育部看護学専攻及び薬科学専攻は、5年の博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(収容定員)

第7条 研究科，教育部及び専攻の収容定員は，別表第1のとおりとする。

(教員組織)

第8条 本学大学院に教員組織として研究科に講座等を，医学薬学研究部及び理工学研究部に学域，学系を置く。

2 講座等，学域及び学系の種類は，別表第2のとおりとする。

3 大学院は，その教育研究上の目的を達成するため，教員の適切な役割分担及び連携体制を確保するなど，組織的な教育を行うものとし，その体制については，研究科等において別に定める。

第8条の2 博士課程（博士前期課程を除く。）を担当する教員は，教育研究上支障を生じない場合には，一個の専攻に限り，修士課程を兼ねることができる。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は，当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

3 研究科長は，その研究科に関する事項をつかさどる。

(研究科委員会)

第10条 研究科に学位論文の審査，試験その他重要事項を審議するため，研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は，研究科において定める。

(教育部長)

第11条 教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は，当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。

3 教育部長は，その教育部に関する事項をつかさどる。

(副教育部長)

第11条の2 教育部に副教育部長を置く。

2 副教育部長は，当該教育部の授業及び研究指導を担当する専任の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。

3 副教育部長は，教育部長の命を受け，教育部長の職務を補佐し，教育部長に事故があるときはその職務を代理する。

(教育部教授会)

第11条の3 教育部に学位論文の審査，試験その他重要事項を審議するため，教育部教授会を置く。

2 教育部教授会に関し必要な事項は，教育部において定める。

(研究部長)

第11条の4 研究部に研究部長を置く。

2 研究部長は，当該研究部所属の専任の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。

3 研究部長は，その研究部に関する事項をつかさどる。

(副研究部長)

第11条の5 研究部に副研究部長を置く。

2 副研究部長は，当該研究部所属の専任の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。

3 副研究部長は，研究部長の命を受け，研究部長の職務を補佐し，研究部長に事故があるときはその職務を代理する。

(研究部教授会)

第11条の6 研究部に研究部に関する重要事項を審議するため，研究部教授会を置く。

2 研究部教授会に関し必要な事項は，研究部において定める。

第3章 教学及び学生

第1節 学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)

第12条 学年，学期及び休業日については，本学学則の規定を準用する。

第2節 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第13条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は，2年とする。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程及び博士前期課程においては，主として実務の経験の有する者に

対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 本学大学院の生命融合科学教育部博士課程の生体情報システム科学専攻、先端ナノ・バイオ科学専攻、医学薬学教育部博士後期課程及び理工学教育部博士課程の標準修業年限は3年とし、生命融合科学教育部博士課程の認知・情動脳科学専攻、医学薬学教育部博士課程の生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻及び薬学専攻の標準修業年限は4年とする。

(在学期間)

第14条 本学大学院の修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の在学期間は標準修業年限の2倍を超えることができない。

第3節 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科等において、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに相当と認められた者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学者である本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
 - (9) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 本学大学院の博士課程（標準修業年限が3年のものに限る。）及び博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに相当と認められた者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 当該研究科等において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 本学大学院の博士課程（標準修業年限が4年のものに限る。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻を履修するに相当と認められた者とする。
- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院博士課程（修業年限が4年のものに限る。）に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めたもの
 - (8) 本学研究科等において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
 - (9) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第17条 前条第1項第8号から第10号まで、第2項第6号及び第3項第7号から第9号までの認定に当たって必要な事項は、研究科等において定める。

（入学の出願）

第18条 本学大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第19条 入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は研究科等において別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、研究科委員会又は教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第20条 入学手続及び入学許可については、本学学則の規定を準用する。

（再入学及び転入学）

第21条 再入学及び転入学については、本学学則の規定を準用する。

2 前項に定める転入学には、国際連合大学の課程に在学する者で、本学に転入学を志願するものを含むものとする。

第4節 教育課程等

（教育課程の編成及び教育方法等）

第22条 研究科等は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科等における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

3 研究科等の授業は、教授、准教授、講師及び助教が担当するものとする。

4 研究科等の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、准教授に担当若しくは分担させ、又は講師に分担させることができる。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第23条の2 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容改善のための組織的な研修等)

第23条の3 研究科等は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第24条 研究科等における授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、研究科等において定める。

(単位の計算方法)

第24条の2 単位の計算方法については、本学学則の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項で準用する本学学則第62条第1項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じ各研究科等が定めるものとする。

(長期にわたる課程の履修)

第25条 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、研究科等の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第26条 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づかない場合であっても、学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）を、研究科等の定めるところにより、研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第27条 研究科等において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学の大学院及び国際連合大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科

目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第29条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により、その合格者に単位を与えるものとする。

(成績)

第30条 授業科目の成績の評価方法については、研究科等において定める。

第5節 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第31条 休学及び復学については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学期間は、通算して当該研究科等の標準修業年限を超えることができない。

(転学)

第32条 転学については、本学学則の規定を準用する。

(転専攻)

第33条 同一研究科等の他専攻に転ずることを願い出た者がいるときは、選考の上、許可することができるものとする。

(留学)

第34条 留学については、本学学則の規定を準用する。

(退学)

第35条 退学については、本学学則の規定を準用する。

(除籍)

第36条 除籍については、本学学則の規定を準用する。

第6節 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の要件)

第37条 本学大学院の課程修了の要件は、標準修業年限(第25条に規定する学生については、研究科等が定めた期間)以上在学し、所定の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修士課程及び博士前期課程にあっては、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

2 優れた研究業績を上げた者については、研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

(課程修了の認定)

第38条 本学大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、研究科委員会等の議を経て、学長が認定する。

(学位の授与)

第39条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程(博士前期課程を除く。)を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

3 修士及び博士の学位の授与については、別に定める。

第7節 教員免許状

(教員免許状)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科等において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第41条 表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 特定の研究事項について、本学大学院での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、当該研究科等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として本学大学院に受け入れることができる。

(特別研究学生)

第45条 他の大学の大学院の学生で、本学大学院での研究指導を希望する場合は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として本学大学院に受け入れることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

(研究生等に関するその他の事項)

第47条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第48条 本学大学院の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、富山大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(入学料の免除)

第49条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請により、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学料の免除の申請をした者については、その免除を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の納付を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第50条 入学料の徴収猶予については、本学学則の規定を準用する。

(授業料の納付、免除及び徴収猶予等)

第51条 授業料の納付、免除及び徴収猶予等については、本学学則の規定を準用する。

(授業料等の不徴収)

第52条 特別聴講学生等の授業料等の不徴収については、本学学則の規定を準用する。

(寄宿料の免除)

第53条 寄宿料の免除については、本学学則の規定を準用する。

(納付した授業料等)

第54条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料相当額を返還するものとする。

3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第5章 補則

(研究科等及び研究部の規則)

第55条 研究科等及び研究部に関する規則は、研究科等及び研究部において定める。

(本学学則の読替)

第56条 この学則中、本学学則の規定を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」又は「教育部」と、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「教育部長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」又は「教育部教授会」と読み替えるものとする。

附 則

- この学則は、平成17年10月1日から施行する。
- 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第11条の規定に基づき、国立大学法人富山大学成立の際現に、改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学がそれぞれ設置する大学（以下「旧富山大学及び旧富山医科薬科大学」という。）に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった課程の履修を富山大学大学院において行うものとし、課程の履修その他当該学生の教育に関する事項は、旧富山大学及び旧富山医科薬科大学の大学院学則等を適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 生命融合科学教育部、医学薬学教育部及び理工学教育部の収容定員は、改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収 容 定 員		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
生命融合科学教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	18	27
		生体情報システム科学専攻	4	8	12
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	8	12
	計		17	34	51
医学薬学教育部	修士課程	医科学専攻	15	30	30
		看護学専攻	16	32	32
		薬科学専攻	30	60	60
		臨床薬学専攻	16	32	32
		小計	77	154	154
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	36	54
		東西統合医学専攻	7	14	21
		生命薬科学専攻	18	36	54
		小計	43	86	129
	計		120	240	283
理工学教育部	修士課程	数学専攻	12	24	24
		物理学専攻	12	24	24
		化学専攻	10	20	20
		生物学専攻	10	20	20
		地球科学専攻	10	20	20
		生物圏環境科学専攻	10	20	20
		電気電子システム工学専攻	33	66	66
		知能情報工学専攻	27	54	54
		機械知能システム工学専攻	33	66	66
		物質生命システム工学専攻	60	120	120
		小計	217	434	434
	博士課程	数理・ヒューマンシステム科学専攻	5	10	15
		ナノ新機能物質科学専攻	6	12	18
		新エネルギー科学専攻	5	10	15
		地球生命環境科学専攻	5	10	15
		小計	21	42	63
	計		238	476	497

合計	375	750	831
----	-----	-----	-----

- 3 平成18年3月31日における医学系研究科，薬学研究科，理工学研究科については，平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則

この学則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は，平成22年4月1日から施行する。
- 医学薬学教育部修士課程薬科学専攻及び臨床薬学専攻は，改正後の第6条第1項の規定にかかわらず，平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 医学薬学教育部博士前期課程薬科学専攻の収容定員は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成22年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
医学薬学教育部	博士前期課程	薬科学専攻	35

附 則

- この学則は，平成23年4月1日から施行する。
- 人文科学研究科修士課程文化構造研究専攻及び地域文化研究専攻並びに教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻は，改正後の第6条第1項の規定にかかわらず，平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 人文科学研究科，人間発達科学研究科，経済学研究科及び芸術文化学研究科の収容定員は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成23年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
人文科学研究科	修士課程	人文科学専攻	8
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	13
		発達環境専攻	13
	計	26	
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	10
		企業経営専攻	16
	計	26	
芸術文化学研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8

附 則

- この学則は，平成24年4月1日から施行する。
- 医学薬学教育部博士課程生命薬科学専攻及び理工学教育部修士課程物質生命システム工学専攻は，改正後の第6条第1項の規定にかかわらず，平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 理工学教育部修士課程数学専攻，化学専攻，生物学専攻，生命工学専攻，環境応用化学専攻及び材料機能工学専攻の収容定員は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成24年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員
-------	-----	------	------

理工学教育部	修士課程	数学専攻	20
		化学専攻	22
		生物学専攻	22
		生命工学専攻	18
		環境応用化学専攻	22
		材料機能工学専攻	20

- 4 医学薬学教育部博士後期課程薬科学専攻及び理工学教育部博士課程ナノ新機能物質科学専攻，新エネルギー科学専攻，地球生命環境科学専攻は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から平成25年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	
			平成24年度	平成25年度
医学薬学教育部	博士後期課程	薬科学専攻	8	16
理工学教育部	博士課程	ナノ新機能物質科学専攻	16	14
		新エネルギー科学専攻	13	11
		地球生命環境科学専攻	14	13

- 5 医学薬学教育部博士課程薬学専攻の収容定員は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から平成26年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学薬学教育部	博士課程	薬学専攻	4	8	12

附 則

この学則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は，平成27年4月1日から施行する。
- 医学薬学教育部修士課程看護学専攻は，改正後の第6条第1項の規定にかかわらず，平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 医学薬学教育部博士後期課程看護学専攻の収容定員は，改正後の第7条別表第1の規定にかかわらず，平成27年度及び平成28年度は次のとおりとする。

研究科等名	課程名	専攻等名	収容定員	
			平成27年度	平成28年度
医学薬学教育部	博士後期課程	看護学専攻	3	6

別表第1

研究科等名	課程名	専攻等名	入学定員	収容定員	
人文科学研究科	修士課程	人文科学専攻	8人	16人	
人間発達科学研究科	修士課程	発達教育専攻	13	26	
		発達環境専攻	13	26	
		計	26	52	
経済学研究科	修士課程	地域・経済政策専攻	6	12	
		企業経営専攻	12	24	
		計	18	36	
芸術文化科学研究科	修士課程	芸術文化学専攻	8	16	
生命融合科学教育部	博士課程	認知・情動脳科学専攻	9	36	
		生体情報システム科学専攻	4	12	
		先端ナノ・バイオ科学専攻	4	12	
		計	17	60	
医学薬学教育部	修士課程	医科学専攻	15	30	
		小計	31	62	
	博士前期課程	看護学専攻	16	32	
		薬科学専攻	35	70	
		小計	35	70	
	博士後期課程	看護学専攻	3	9	
		薬科学専攻	8	24	
		小計	11	33	
	博士課程	生命・臨床医学専攻	18	72	
		東西統合医学専攻	7	28	
		薬学専攻	4	16	
		小計	29	116	
			計	106	281
	理工学教育部	修士課程	数学専攻	8	16
物理学専攻			12	24	
化学専攻			12	24	
生物学専攻			12	24	
地球科学専攻			10	20	
生物圏環境科学専攻			10	20	
電気電子システム工学専攻			33	66	
知能情報工学専攻			27	54	
機械知能システム工学専攻			33	66	
生命工学専攻			18	36	
環境応用化学専攻			22	44	
材料機能工学専攻			20	40	
小計			217	434	
博士課程		数理・ヒューマンシステム科学専攻	5	15	
		ナノ新機能物質科学専攻	4	12	
		新エネルギー科学専攻	3	9	
		地球生命環境科学専攻	4	12	
		小計	16	48	
		計	233	482	
合計			416	943	

別表第2

研究科又は研究部	講座等，学域及び学系の種類
人文科学研究科	△人間科学
	△歴史文化
	△社会文化
	△国際文化論
	△東アジア言語文化
	△英米言語文化
	△ヨーロッパ言語文化
人間発達科学研究科	発達教育学
	発達環境学
経済学研究科	△経済学
	△経営学
	△経営法学
芸術文化学研究科	△芸術文化
医学薬学研究部	先端生命医療学域 認知・情動脳科学系 分子病態医学系 展開ゲノム薬学系 環境・生命システム学域 環境生体防御医学系 生命システム医学系 生命分子薬学系 東西統合医療学域 東西統合医学系 臨床薬科学系 看護学系 医療基礎
理工学研究部	生命・情報・システム学域 数理情報科学系 ヒューマン・生命情報システム学系 システムエンジニアリング学系 ナノ・新機能材料学域 物質物性基礎科学系 ナノマテリアル・システムデザイン学系 機能性分子創成変換システム学系 環境・エネルギー学域 地球環境システム学系 エネルギー学系

備考

- この表の右欄において，人文科学研究科，経済学研究科及び芸術文化学研究科にあつては講座を，人間発達科学研究科にあつては教育研究分野を示す。
- △印を冠するものは修士講座である。

別表第3

研究科等名	専攻等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文科学研究科	人文科学専攻	中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 社会 英語 ドイツ語 中国語 国語 地理歴史 公民 英語 ドイツ語 中国語
人間発達科学研究科	発達教育専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
	発達環境専攻	中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 数学 理科 保健体育 家庭 英語 地理歴史 公民 数学 理科 保健体育 家庭 情報 英語
経済学研究科	地域・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 地理歴史 公民
	企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
芸術文化学研究科	芸術文化学専攻	中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
理工学教育部	数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学 数学
	物理学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	化学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	生物学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
	地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科

生物圏環境科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
電気電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
知能情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
機械知能システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
生命工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
環境応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
材料機能工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

富山大学大学院医学薬学教育部規則（案）

平成18年4月1日制定
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成22年6月22日改正
平成23年6月3日改正
平成24年4月1日改正
平成24年10月1日改正
平成25年4月1日改正
平成25年4月18日改正
平成26年3月7日改正
平成26年 月 日改正
平成27年4月1日改正

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、富山大学大学院医学薬学教育部（以下「教育部」という。）における人材養成及び教育研究上の目的並びに教育部の教育課程、履修方法及び成績評価の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（人材養成等の目的）

第1条の2 教育部では、医学、看護学及び薬学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度医療専門職業人又は教育研究者としての人材を育成することを目的とする。

2 修士課程医学領域医科学専攻では、医学・医療に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育し、医学・医療分野の高度職業専門人を養成することを目的とする。

3 博士前期課程医学領域看護学専攻では、現代社会の多様な要請に応えるために、これまでに蓄積された看護学を始めとする諸科学の成果を活用して、保健・医療・福祉の分野で高度な専門性をもって活躍できる高度医療専門職業人又は教育研究者を育成することを目的とする。

4 博士前期課程薬学領域薬科学専攻では、医学・薬学の協同体制を基盤とし、さらに和漢薬を通じて東西医療科学を総合した特色ある教育研究を指向するもので、幅広い知識に支えられた高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する教育研究者としての人材を育成することを目的とする。

5 博士課程生命・臨床医学専攻では、各臓器の基礎的研究、障害発症や疾病の原因解明及び治療・予防法に関して総合的に教育研究を行い、さらに、基礎研究と臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材を育成することを目的とする。

6 博士課程東西統合医学専攻では、西洋医学の最先端の技術を用いた東洋医学

の効果と作用機構の解明等の研究を通して、東洋医学と西洋医学の両方の知識を備え世界の医学・医療をリードできる複眼的人材を育成することを目的とする。

- 7 博士後期課程看護学専攻では、豊かで幅広い学識と高度な問題解決能力を有する人材育成を目指し、看護の教育・研究基盤を確立するため、知の統合・創生と実践を改革・開発・創造でき、国内外の生活文化に貢献しうる実践的研究者を育成することを目的とする。
- 8 博士課程薬学専攻では、臨床薬学を中心とした最先端の教育・研究と和漢医薬学関連の教育を実施し、臨床薬学を中心とした薬学領域の教育・研究者、治験を指導できる人材、チーム医療の立場から、高度な薬剤師業務を実践できる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 9 博士後期課程薬科学専攻では、領域横断的な最先端創薬に関する教育・研究と和漢医薬学及び臨床薬学に関する教育を実施し、得られた知識と技術を応用して創薬科学等をはじめとする薬学関連領域において活躍できる研究者・技術者を養成することを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第2条 教育部における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行い、その授業科目及び単位数は、修士課程については別表第1、博士前期課程については別表第2及び別表第3、博士課程については別表第4から別表第6、別表第8及び別表第9、博士後期課程については別表第7及び別表第10のとおりとする。

(指導教員)

第3条 富山大学大学院医学薬学教育部長(以下「教育部長」という。)は、修士課程医科学専攻及び博士前期課程看護学専攻の学生の授業科目の履修及び研究等を指導するために、富山大学大学院医学薬学教育部教授会修士課程医学領域系部会(以下「修士医学領域系部会」という。)の議を経て、学生ごとに、医科学専攻にあつては指導教員、看護学専攻にあつては主指導教員及び副指導教員をそれぞれ定めるものとする。

- 2 教育部長は、博士前期課程の薬学領域薬科学専攻の学生の授業科目の履修及び研究等を指導するために、富山大学大学院医学薬学教育部教授会修士課程薬学領域部会(以下「修士薬学領域部会」という。)の議を経て、学生ごとに、指導教員をそれぞれ定めるものとする。
- 3 教育部長は、博士課程又は博士後期課程の学生の授業科目の履修及び研究等を指導するために、富山大学大学院医学薬学教育部教授会博士課程部会(医学系)(以下「博士医学系部会」という。)、富山大学大学院医学薬学教育部教授会博士課程部会(看護学系)(以下「博士看護学系部会」という。)又は富山大学大学院医学薬学教育部教授会博士課程部会(薬学系)(以下「博士薬学部会」という。)の議を経て、学生ごとに、主指導教員及び副指導教員(以下、指導教員、主指導教員及び副指導教員を総称して「指導教員」という。)をそれぞれ定めるものとする。

(履修方法)

第4条 修士課程医科学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を24単位、選択科目を6単位以上の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程看護学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、次の各号に掲げる授業科目を修得しなければならない。

- (1) 研究者コースにあつては、共通科目及び所属する分野以外の看護学特論Ⅰ、看護学特論Ⅱ及び看護学特論Ⅲの中から16単位以上、所属する分野の看護学特論Ⅰ、看護学特論Ⅱ及び看護学特論Ⅲの中から2単位以上、看護学演習4単位及び看護学特別研究8単位の計30単位以上の授業科目
- (2) 母子看護学分野母性看護CNSコースにあつては、所定の共通科目を8単位以上及び母子看護学分野の所定の授業科目26単位の計34単位以上の授業科目
- 3 博士前期課程薬科学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、講義である授業科目を10単位以上、薬学演習6単位及び薬科学特別研究14単位の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 4 前項において、指導教員が教育上必要と認めた場合には、他の研究科及び他の教育部の授業科目又は、薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。なお、薬学部の授業科目を除き、これを博士前期課程において修得した単位とすることができるものとする。
- 5 博士課程生命・臨床医学専攻及び東西統合医学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を22単位、選択科目を8単位以上（所属する専攻の授業科目から4単位以上、所属する専攻以外の専攻の授業科目から2単位以上、及び大学院生命融合科学教育部又は理工学教育部（以下「他の教育部」という。）の授業科目から2単位以上）の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 6 博士課程生命・臨床医学専攻及び東西統合医学専攻の北陸高度がんプロチームがん専門医療人リーダー養成コース並びにがん研究者養成コースを履修する学生は、北陸高度がんプロチーム養成基盤形成プランにおいて定められた授業科目を34単位以上修得し、かつ、前項に定める修了要件を充たさなければならない。
- 7 博士後期課程看護学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を14単位、講義である授業科目を2単位以上、演習科目を4単位の計20単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 8 博士課程薬学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を22単位、所属する専攻の選択科目を4単位以上、及び博士前期課程薬科学専攻の選択科目を4単位以上の計30単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 9 前項において、指導教員が教育上必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科及び他の教育部の授業科目を指定して履修させ、これを博士課程薬学専攻において修得した単位とすることができるものとする。
- 10 博士課程薬学専攻の北陸高度がんプロチームがん専門薬剤師養成コースを履修する学生は、北陸高度がんプロチームにおいて定められた授業科目を6単位以上修得し、かつ、第7項に定める修了要件を充たさなければならない。
- 11 博士後期課程薬科学専攻の学生は、研究指導を受けるとともに、必修科目を18単位、所属する専攻の選択科目を2単位以上の計20単位以上の授業科目を修得しなければならない。
- 12 前項において、指導教員が教育上必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科及び他の教育部の授業科目または、薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。なお、薬学部の授業科目を除き、これを博士後期課程薬科学専攻において修得した単位とすることができるものとする。
- 13 第1項から第3項、第5項から第8項、第10項及び第11項の規定にかかわらず、大学院学則第16条第2項第2号から第7号までに該当する者が教育部

に入学した場合の授業科目の履修については、富山大学大学院医学薬学部教授会の当該部会が必要と認めた場合には、所定の単位の授業科目を修得しなければならない。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第5条 教育部長は、教育部が教育上有益と認めるときは、当該部会の議を経て、学生が他の大学の大学院（外国を含む。）の授業科目を履修することを認めることができるものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得については、当該部会において審査の上、10単位を超えない範囲で教育部において修得した授業科目の単位とみなすことができる。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第6条 教育部長は、教育部が教育上有益と認めるときは、当該部会の議を経て、学生が他の大学の大学院又は研究所等(外国を含む。)において必要な研究指導を受けることを、富山大学学生交流規則第7条に規定する期間内に限り認めることができるものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該部会において審査の上、教育部において受けた研究指導とみなすことができるものとする。

(履修計画)

第7条 学生は、毎学年の始めの所定の期日までに、履修する授業科目の履修計画書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 授業科目を担当する教員は、学期末又は学年末において、筆記若しくは口頭の試験又は研究報告等により、授業科目の単位を認定するものとする。

2 授業科目を担当する教員が必要と認めたときは、当該部会の議を経て、臨時に試験を行うことができるものとする。

(成績の評価)

第9条 成績は、優（100点～80点）、良（80点未満～70点）、可（70点未満～60点）及び不可（60点未満）の4段階で評価し、可以上を合格とするものとする。

(単位取得の証明)

第10条 学長は、授業科目の単位を取得した学生の願い出に基づき、単位取得証明書を交付するものとする。

(学位論文の提出)

第11条 学位論文は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに提出しなければならない。

2 学位論文の提出にあたり必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査及び試験)

第12条 学位論文の審査及び試験は、当該部会において選出する教員3人以上の審査委員によって行うものとする。

2 試験は、学位論文を中心とした関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

3 学位論文の審査及び試験の結果は、第1項に規定する審査委員の報告に基づき、当該部会が決定するものとする。

(再入学、転入学及び転専攻の場合の取扱い)

第13条 教育部長は、大学院学則第21条の規定により入学した者、又は大学院学則第33条の規定により転専攻を許可された者が既に修得した授業科目、単位及び在学年数の取扱いについては、当該部会の議を経て決定するものとする。

(課程の修了要件)

第14条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、この課程に2年以上在学し、所定の単位を

修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第25条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該履修期間を在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 3 前2項の場合において、教育部において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 4 博士課程生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻及び薬学専攻の修了要件は、この課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士後期課程看護学専攻及び博士後期課程薬科学専攻の修了要件は、この課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、大学院学則第25条の規定により長期にわたる課程の履修を認められた者の博士課程の修了要件は、当該履修期間を在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、当該部会の議を経て定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、第4条第4項にあっては、平成18年4月1日以降に入学した学生から適用する。

2 平成21年3月31日以前に修士課程看護学専攻に入学した学生にあっては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に修士課程薬科学専攻及び修士課程臨床薬学専攻に入学した学生にあっては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年6月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に修士課程看護学専攻，博士課程生命・臨床医学専攻及び博士課程生命薬科学専攻に入学した学生にあつては，第 2 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に修士課程医科学専攻，修士課程看護学専攻及び博士課程生命薬科学専攻に入学した学生にあつては，第 2 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士課程に入学した学生にあつては，第 2 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に修士課程看護学専攻に入学した学生にあつては，第 2 条及び第 4 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成 25 年 4 月 18 日から施行し，平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に修士課程看護学専攻に入学した学生にあつては，第 2 条及び第 4 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成 26 年 4 月 23 日から施行し，平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部修士課程 (医科学専攻) の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講 義	演 習	実験実習		
医科学概論	1			必修	必要単位(①+②) : 30 単位以上 ①必修科目 : 24 単位 ②選択科目 : 6 単位以上
生物医学倫理学	1			必修	
人体形態学	2			必修	
人体機能学	2			必修	
病理・病態学	2			必修	
社会医学	2			必修	
臨床医学概論	2			必修	
生体防御医学	2			選択	
分子ゲノム医科学	2			選択	
臨床行動科学	2			選択	
病態薬理学	2			選択	
病態検査医学概論	2			選択	
感覚・運動・脳病態学	2			選択	
東洋医学概論	2			選択	
高度先進医療実践学	2			選択	
バイオ統計学特論	2			選択	
バイオ情報学特論	2			選択	
臨床神経心理学特論	2			選択	
心理査定法特論	2			選択	
医療心理面接法特論	2			選択	
救急蘇生学特論	2			選択	
災害危機管理学特論	2			選択	
移植コーディネーター特論 I	2			選択	
移植コーディネーター特論 II	2			選択	
数学特論	2			自由	
物理学特論	2			自由	
化学特論	2			自由	
生物学特論	2			自由	
医科学演習		4		必修	
医科学特別研究			8	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	2			自由	日本語・日本文化は、留学生に限る。
合 計	57	4	8		

別表第2 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士前期課程(看護学専攻)の授業科目及び単位数

区分 (分野)	授 業 科 目	開 設 単 位			必修選 択の別	修了に要する修得単位数等
		講義	演習	実験実習		
共通 科目	看護研究*	2			選択	研究者コース 必要単位(①+②)：30単位以上 ①(a+b)の授業科目：16単位以上 [a. 共通科目 b. 【所属する分野以外の次の授業科目】 看護学特論Ⅰ 看護学特論Ⅱ 看護学特論Ⅲ] ②所属する分野の授業科目：14単位以上 [看護学特論Ⅰ } 看護学特論Ⅱ } 2単位以上 看護学特論Ⅲ } 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位]
	看護倫理*	2			選択	
	コンサルテーション論*	2			選択	
	看護管理論*	2			選択	
	看護教育論*	2			選択	
	看護理論*	2			選択	
	看護政策論*	2			選択	
	バイオ統計学特論	2			選択	
	バイオ情報学特論	2			選択	
	人間科学特論	2			選択	
	研究方法論	2			選択	
	東西統合看護演習		1		選択	
	フィジカルアセスメント	2			選択	
	病態生理学	2			選択	
	臨床薬理学	2			選択	
救急看護演習		1		選択		
計		28	2			
基礎 看護学	基礎看護学特論Ⅰ	2			選択	[看護学特論Ⅰ } 看護学特論Ⅱ } 2単位以上 看護学特論Ⅲ } 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位]
	基礎看護学特論Ⅱ	2			選択	
	基礎看護学演習		4		必修	
	基礎看護学特別研究			8	必修	
	計	4	4	8		
成人 看護学	成人看護学特論Ⅰ	2			選択	[看護学特論Ⅰ } 看護学特論Ⅱ } 2単位以上 看護学特論Ⅲ } 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位]
	成人看護学特論Ⅱ	2			選択	
	成人看護学演習		4		必修	
	成人看護学特別研究			8	必修	
	計	4	4	8		
母子 看護学	母性看護学特論Ⅰ	2			選択	母子看護学分野母性看護CNSコース 必要単位(①+②)：34単位以上 ①共通科目：*の科目から8単位以上 ②母子看護学分野：26単位必須 a：母性看護学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 6単位 b：周産期看護実践演習Ⅰ・Ⅱ 6単位 c：周産期看護実習 6単位 d：母子看護学特別研究 8単位
	母性看護学特論Ⅱ	2			選択	
	母性看護学特論Ⅲ	2			選択	
	小児看護学特論Ⅰ	2			選択	
	小児看護学特論Ⅱ	2			選択	
	母子看護学演習		4		必修	
	周産期看護実践演習Ⅰ		3		選択	
	周産期看護実践演習Ⅱ		3		選択	
	周産期看護実習			6	選択	
	母子看護学特別研究			8	必修	
計	10	10	14			
老年 看護学	老年看護学特論Ⅰ	2			選択	[看護学特論Ⅰ } 看護学特論Ⅱ } 2単位以上 看護学特論Ⅲ } 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位]
	老年看護学特論Ⅱ	2			選択	
	老年看護学演習		4		必修	
	老年看護学特別研究			8	必修	
	計	4	4	8		
精神 看護学	精神看護学特論Ⅰ	2			選択	[看護学特論Ⅰ } 看護学特論Ⅱ } 2単位以上 看護学特論Ⅲ } 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位]
	精神看護学特論Ⅱ	2			選択	
	精神看護学演習		4		必修	
	精神看護学特別研究			8	必修	
	計	4	4	8		
地域 看護学	地域看護学特論Ⅰ	2			選択	[看護学特論Ⅰ } 看護学特論Ⅱ } 2単位以上 看護学特論Ⅲ } 看護学演習：4単位 看護学特別研究：8単位]
	地域看護学特論Ⅱ	2			選択	
	地域看護学特論Ⅲ	2			選択	
	地域看護学演習		4		必修	
	地域看護学特別研究			8	必修	
	計	6	4	8		
合 計		60	32	54		

別表第3 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士前期課程 (薬科学専攻) の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開設単位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
分子化学特論	2			選択	必要単位 (①+②+③) : 30 単位以上 ①講義科目 : 10 単位以上 ②薬学演習 : 6 単位 ③薬科学特別研究 : 14 単位
分子設計学特論	2			選択	
物性構造科学特論	2			選択	
薬理学特論	2			選択	
分子生理学特論	1			選択	
薬物動態学特論	2			選択	
遺伝情報制御学特論	1			選択	
遺伝子応用分析学特論	1			選択	
分子疾患制御学特論	2			選択	
細胞情報学特論	1			選択	
生物分析学特論	1			選択	
応用天然物化学特論	2			選択	
和漢医薬学特論	2			選択	
創剤学特論	1			選択	
バイオ統計学特論	2			選択	
バイオ情報学特論	2			選択	
プロフェッショナル特論	2			選択	
バイオサイエンス研究技術実習			2	自由	
薬学演習		6		必修	
薬科学特別研究			14	必修	
日本語・日本事情	2			自由	日本語日本事情は、留学生に限る。
計	30	6	16		

別表第4 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程(生命・臨床医学専攻)の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選 別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
脈管系機能形態学特論	2			選択	必要単位(①+②)：30単位以上 ① 必修科目：22単位 ② 選択科目(a+b+c)：8単位以上 (a 所属の専攻の授業科目：4単位以上 b 所属する専攻以外の専攻の授業科目： 2単位以上 c 生命融合科学教育部, 理工学教育部の授業科目：2単位以上)
神経系機能形態学特論	2			選択	
循環器病学特論	2			選択	
運動機能制御学特論	2			選択	
平衡神経学特論	2			選択	
口腔腫瘍治療学特論	2			選択	
疼痛管理学特論	2			選択	
循環器外科特論	2			選択	
遺伝子・タンパク質特論	2			選択	
消化器疾患治療学特論	2			選択	
泌尿器・性器内分泌学特論	2			選択	
臨床分子病態学特論	2			選択	
造血器腫瘍病理組織診断学特論	2			選択	
分子放射線腫瘍学特論	2			選択	
放射線治療学特論	2			選択	
消化器腫瘍治療学特論	2			選択	
感染予防医学特論	2			選択	
ウイルス学特論Ⅰ	2			選択	
ウイルス学特論Ⅱ	2			選択	
疫学総論	2			選択	
環境医学特論	2			選択	
法医学特論	2			選択	
受容体異常機構特論	2			選択	
臨床遺伝学特論	2			選択	
心臓生理特論	2			選択	
感覚運動機能病態学特論	2			選択	
聴覚言語音声学特論	2			選択	
免疫組織形態学特論	2			選択	
医用外科学特論	2			選択	
麻酔薬作用機序仮説特論	2			選択	
発生工学特論	2			選択	
医療コミュニケーション特論	2			選択	
泌尿器・性器腫瘍治療学特論	2			選択	
生体分子情報処理特論	2			選択	
研究手法・機器分析特論	2			選択	
化学物質特論Ⅰ	2			選択	
化学物質特論Ⅱ	2			選択	
認知脳科学特論	2			選択	
診断病理形態学特論	2			選択	
放射線応答と生体制御特論	2			選択	
放射線解剖学特論	2			選択	
腫瘍病因学特論	2			選択	
分子心臓病態学特論	2			選択	
ヒト免疫不全ウイルス感染症特論	2			選択	
理論疫学特論	2			選択	
地域医療特論	2			選択	
血液型糖鎖の生合成と制御特論	2			選択	
自己免疫学特論	2			選択	
感染免疫学特論	2			選択	
実験動物学特論	2			選択	
再生医学特論	2			選択	
シナプス構成分子学特論	2			選択	
救急・災害医学特論	2			選択	
蘇生医学特論	2			選択	
臨床分子腫瘍学	2			選択	
免疫診断治療学特論	2			選択	
免疫学特論	2			選択	
医学特論	4			必修	
生命・臨床医学演習		4		必修	
生命・臨床医学特別研究			14	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	4			自由	
計	123	4	14		

※日本語・日本文化は、留学生に限る。

別表第5 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程 (生命・臨床医学専攻・東西統合医学専攻) 北陸高度がんプロチーム
がん専門医療人リーダー養成コース・がん研究者養成コースの授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	コース修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験 実習		
がん専門医療人養成コース・がん研究者養成コース	腫瘍薬物学特論	1			◎コース修了必要単位 (①+②) : 34 単位以上 ①必修科目 (a+b) : 26 単位 a 北陸がんプロ科目 12 単位 注1 b 特別研究 14 単位 注2 ②選択科目 (c+d) : 8 単位以上 c 北陸がんプロ科目 d 生命・臨床医学専攻科目 (別表第4) または東西統合医学専攻科目 (別表第6) に掲げる授業科目からがんに関わる科目 注1 ※講義科目 4 単位 (4 科目) : 博士課程修了要件の「医学特論」としての単位認定可能 (申出が必要) ※演習科目 4 単位 (4 科目) : 博士課程修了要件の「演習」としての単位認定可能 (申出が必要) 注2 博士課程修了に必要な単位 (30 単位以上) に含めることができる。
	腫瘍薬物学演習		1		
	腫瘍放射線医学特論	1			
	腫瘍放射線医学演習		1		
	がん緩和医療学特論	1			
	がん緩和医療学演習		1		
	腫瘍病理学特論	1			
	腫瘍病理学演習		1		
	臨床腫瘍学特論	1			
	臨床腫瘍学演習 I		1		
	がん外科学特論	1			
	がん外科学演習		1		
	臨床腫瘍学演習 II		4		
	腫瘍画像医学演習		1		
	分子腫瘍学特論	1			
分子腫瘍学演習		1			
がん基本生物学特論	1				
臨床統計学特論	1				
計	9	12			

別表第6 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程(東西統合医学専攻)の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
神経薬理学特論	2			選択	必要単位(①+②)：30単位以上 ①必修科目：22単位 ②選択科目(a+b+c)：8単位以上 a 所属の専攻の授業科目：4単位以上 b 所属する専攻以外の専攻の授業科目： 2単位以上 c 生命融合科学教育部， 理工学教育部の授業科目：2単位以上
和漢薬の作用機構特論	2			選択	
感覚病態生理学特論	2			選択	
皮膚アレルギー学概論	2			選択	
生殖免疫学特論	2			選択	
胎児・周産期医学特論	2			選択	
呼吸・循環調節機能特論	2			選択	
和漢治療学特論	2			選択	
視覚器病理学特論	2			選択	
細菌感染症特論	2			選択	
脂肪酸栄養特論	2			選択	
バイオ統計学特論	2			選択	
バイオ情報学特論	2			選択	
データマイニング特論	1			選択	
医療技術評価論	1			選択	
医学特論	4			必修	
東西統合医学演習		4		必修	
東西統合医学特別研究			1 4	必修	
研究倫理・研究方法論	1			自由	
日本語・日本文化	4			自由	※日本語・日本文化は、留学生に限る。
計	37	4	14		

別表第7 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士後期課程(看護学専攻)の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
看護学理論	1			必修	必要単位(①+②)：20単位以上 ①必修科目：14単位 ②選択科目(a+b)：6単位以上 a 特論：2単位以上 b 演習：4単位 (各特論・演習のうちいずれか1つ)
看護学特別研究	1			必修	
基礎看護科学特論	2			選択	
臨床・生体機能看護科学特論	2			選択	
地域ケアシステム看護科学特論	2			選択	
基礎看護科学看護演習		4		選択	
臨床・生体機能看護科学演習		4		選択	
地域ケアシステム看護科学演習		4		選択	
看護特別研究			1 2	必修	
合 計	8	12	12		

別表第8 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程(薬学専攻)の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講 義	演 習	実験実習		
薬物治療学特論	2			選択	必要単位(①+②) : 30単位以上 ①必修科目 : 22単位 ②選択科目(a+b) : 8単位以上 a 所属の専攻の授業科目 : 4単位以上 b 博士前期課程の選択科目 : 4単位以上(注1)
医療分子科学特論	2			選択	
臨床東西医薬学特論	2			選択	
臨床薬学特論	2			選択	
医薬品製剤開発学実習			1	選択	
医薬品薬効動態学実習			1	選択	
国際医薬学特論	2			選択	
特別実習(インターンシップ)			4	選択	
薬学演習		6		必修	
薬学特別研究			16	必修	
日本語・日本文化	4			自由	日本語・日本文化は、留学生に限る。
合 計	14	6	22		

(注1) 別表第3 (第2条関係) 大学院医学薬学教育部博士前期課程(薬科学専攻)の授業科目及び単位数

別表第9 (第2条関係)

大学院医学薬学教育部博士課程(薬学専攻)北陸高度がんプロチーム
がん専門薬剤師養成コースの授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	コース修了に要する修得単位数等
	講義	演習	実験実習		
がん専門 薬剤師 養成 コース	分子腫瘍学特論	1			◎コース修了単位(①+②) : 6単位(7科目)以上 ①必修科目 : 4単位(5科目) ②選択科目 : 2単位(2科目)以上
	臨床統計学特論	1			
	臨床栄養学特論	1			
	腫瘍薬物学特論	1			
	がん緩和医療学特論	1			
	腫瘍放射線医学特論	1			
	腫瘍病理学特論	1			
	臨床腫瘍学特論	1			
	分子生物学入門	1			
	がん薬物治療副作用モニタリング演習		0.5		
	臨床統計学演習		1		
	がんリスクマネジメント実習			0.5	
合 計	9	1.5	0.5		

別表第10（第2条関係）

大学院医学薬学教育部博士後期課程（薬科学専攻）の授業科目及び単位数

授 業 科 目	開 設 単 位			必修 選択 の別	修了に要する修得単位数等
	講 義	演 習	実験実習		
分子生物薬科学特論	2			選択	必要単位(①+②)：20単位以上 ①必修科目：18単位 ②選択科目：2単位以上
分子薬科学特論	2			選択	
先端東西医薬学特論	2			選択	
医薬品製剤開発学実習			1	選択	
医薬品薬効動態学実習			1	選択	
国際医薬学特論	2			選択	
特別実習(インターシップ)			4	選択	
薬科学演習		4		必修	
薬科学特別研究			14	必修	
日本語・日本文化	4			自由	日本語・日本文化は、留学生に限る。
合 計	12	4	20		